

# 中等度難聴高齢者の補聴器購入に係る所得税控除について

**補聴器の購入費用については、所得税法上の医療費控除の対象となる場合があります。**

詳しくは米子税務署（☎ 0 8 5 9 - 3 2 - 4 1 2 1）へお尋ねください。

## ○ 医療費控除の対象要件

医療費控除の対象となるのは、補聴器相談医（一般社団法人耳鼻咽喉科学会認定）資格を有する鳥取県指定医（身体障害者福祉法）が交付した「補聴器適合に関する診療情報提供書」により購入した補聴器となります。

※補聴器相談医の資格の有無については、直接医療機関へお尋ねください。

## ○ 医療費控除を受けるには

次の書類を添えて、確定申告の手続きをしてください。

1. 補聴器相談医が交付した「補聴器適合に関する診療情報提供書」
  2. 補聴器購入の際の領収書
- ※確定申告に関する具体的な手続き等は、米子税務署（☎ 0 8 5 9 - 3 2 - 4 1 2 1）へお尋ねください。